

令和7年8月5日
生活文化政策部
地域行政部

世田谷区民会館への指定管理者制度の導入及び 世田谷区立区民会館条例の改正について

(付議の要旨)

昨年度リニューアルオープンした世田谷区民会館の運営体制について、新たな文化・芸術の拠点にふさわしい文化事業の実施など、さらなる充実を図ることを目的として、指定管理者制度を導入し、あわせて世田谷区民会館条例を改正することを決定する。

1 主旨

世田谷区民会館は、改修前は指定管理者での運営を行っていた。隣接する東棟2期竣工まで工事に伴う騒音の影響により、指定管理者による運営が困難であると懸念されたことから、暫定的に業務委託による維持管理運営を行っている。

今後、令和8年9月の2期工事竣工に伴い、11月には区民利用・交流拠点施設も開館し、区民会館を含め東棟が本格稼働することから、次年度の令和9年度当初より、サービスの向上・経費を含めた効率的運用を図るため、指定管理者制度を導入することとする。

導入後は、新たな文化・芸術の拠点として、民間事業者のノウハウを活かした世田谷区民会館主催の文化事業の開催など、区民が文化・芸術に触れる機会の充実に向けた事業運営を図っていく。

また、指定管理者制度の導入に伴い、利用料金制度の導入をはじめ、世田谷区民会館条例の改正を行う。

2 運営体制

(1) 指定管理者制度の導入の目的

令和9年度以降は、これまでの施設の維持管理及び貸館業務に加え、文化・芸術施設として施設主催公演のほか、新たな施設機能としてラウンジを区民会館の施設として条例に位置付け、カフェ運営・音楽イベント等を実施していく。

また、イベント等の事業展開にあたっては、参加しやすい料金の設定や積極的に情報発信を行うなど、区民が気軽に文化・芸術を楽しめる施設となるよう、指定管理者の柔軟な発想やノウハウを活かした効果的な自主事業の展開等を図る。

(2) 指定管理者導入の視点

指定管理者の運営により、以下の取組みを推進する。

① 利用料金制の導入による効率的な運営

利用料金制を導入し、経費削減や収益向上等指定管理者の自主運営性を高め、施設の持続的な運営基盤を確立する。

② 来館者満足度向上のためのサービス充実【指定管理】

ラウンジでのカフェ運営によりくつろぎの場や人の流れを創出するとともに、音楽イベントなどを実施するなど、ラウンジとホールを併用した事業展開により、気軽に文化・芸術に触れる機会を生み出し、来館者の満足度向上を図る。

③文化・芸術事業の拡充【自主事業】

主催事業として新たな文化・芸術プログラムの企画・実施を行い、区民に対し多彩な文化・芸術体験を提供する。

(3) 開館時間・休館日（現行と同じ）

現在と同様の開館時間・休館日を継続する。

①開館時間：午前9時から午後10時

②休館日：毎月第2・3月曜日（祝日にあたるときはその翌日）、12月第3土曜日とその翌日、年末年始（12月28日から1月4日）

(4) 所要経費（概算）

指定管理料 約40,000千円／年

3 世田谷区立区民会館条例の一部改正

以下の内容について世田谷区立区民会館条例を一部改正する。なお、詳細は別紙「新旧対照表」のとおり。

①世田谷区民会館の使用料を利用料金制に変更する。

②本庁舎東棟2階ラウンジを世田谷区民会館の施設に位置付け、集会室及び練習室の平米単価を基に算定した金額により利用料金を定める。

<施設概要>

施設名称	床面積	定員
ラウンジ	153㎡	95名

<ラウンジの運営内容>

- ・平日及び土日休日の9時から17時までは指定管理者がカフェを運営する。
- ・世田谷区民会館開館日の夜間は施設として貸し出し、飲食可とする。
- ・世田谷区民会館及び他の区民会館のホールと同様に、営利利用を可とする。

4 今後のスケジュール（予定）

指定管理者制度の導入	令和7年	9月	区民生活常任委員会報告
世田谷区立区民会館条例改正			第3回区議会定例会議案提出
指定管理者候補者選定手続き		12月	政策会議
	令和8年	2月	区民生活常任委員会報告
指定管理者候補者の選定		8月	政策会議
		9月	区民生活常任委員会報告
指定管理者の指定			第3回区議会定例会議案提出
指定管理者による運営開始	令和9年	4月	

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表（改正箇所抜粋）

改正後	改正前
世田谷区立区民会館条例 第1条～第4条・・・省略・・・ 第5条 区民会館は、次の事業を行う。 （1） ホール、集会室、練習室、ラウンジ及び喫茶コーナーの利用に 関すること。 （2）・・・省略・・・ 第6条～8条・・・省略・・・ （使用） 第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条にお いて同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、 区長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を 承認しない。 （1）・・・省略・・・ （2） 営利を目的とするとき（ホール及びラウンジを使用する場合 を除く。）。 （3）（4）・・・省略・・・ 第10条～第11条・・・省略・・・ （使用料） 第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区 民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用について は、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の 各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、 使用料を減額し、又は免除することができる。 （1）～（7）・・・省略・・・ 2～5・・・省略・・・	世田谷区立区民会館条例 第5条 区民会館は、次の事業を行う。 （1） ホール、集会室、練習室及び喫茶コーナーの利用に關するこ と。 （2）・・・省略・・・ 第6条～8条・・・省略・・・ （使用） 第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条にお いて同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、 区長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を 承認しない。 （1）・・・省略・・・ （2） 営利を目的とするとき（ホールを使用する場合を除く。）。 （3）（4）・・・省略・・・ 第10条～11条・・・省略・・・ （使用料） 第12条 区民会館（<u>世田谷区立世田谷区民会館及び</u>世田谷区立烏山区 民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用について は、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の 各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、 使用料を減額し、又は免除することができる。 （1）～（7）・・・省略・・・ 2～5・・・省略・・・

改正後	改正前
第13条～第19条・・・省略・・・ (利用料金の納付等)	第13条～第19条・・・省略・・・ (利用料金の納付等)
第20条 世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、世田谷区立世田谷区民会館別館等の施設については別表第4の2に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、世田谷区立世田谷区民会館別館等の附帯設備及びその他の設備については別表第4の3に定める額の範囲内において規則で定める額とする。 3 ……省略…… 4 世田谷区立世田谷区民会館のラウンジ、世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。	第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、世田谷区立世田谷区民会館別館等の施設については別表第4の2に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、世田谷区立世田谷区民会館別館等の附帯設備及びその他の設備については別表第4の3に定める額の範囲内において規則で定める額とする。 3 ……省略…… 4 世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。
附 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）	
1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。	
2 施行日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立世田谷区民会館の使用の承認（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第6条に規定する指定管理者が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9	

改正後

条第1項の規定により行った使用の承認とみなす。

3 改正前の第12条第1項及び世田谷区立区民会館条例第12条第2項の規定により徴収された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る使用料（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第20条第1項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。

別表第1・・・省略・・・

別表第2（第3条関係）

名称		施設名	
世田谷区立世田谷区民会館		ホール、集会室、練習室、ラウンジ	
同	世田谷区民会館別館	集会室	
同	北沢区民会館	ホール、集会室	
同	北沢区民会館別館	集会室	
同	玉川区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー	
同	玉川区民会館別館	集会室	
同	砧区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー	
同	烏山区民会館	ホール、集会室	

別表第3（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜

改正前

別表第1・・・省略・・・

別表第2（第3条関係）

名称		施設名	
世田谷区立世田谷区民会館		ホール、集会室、練習室	
同	世田谷区民会館別館	集会室	
同	北沢区民会館	ホール、集会室	
同	北沢区民会館別館	集会室	
同	玉川区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー	
同	玉川区民会館別館	集会室	
同	砧区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー	
同	烏山区民会館	ホール、集会室	

別表第3（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜	平日	日曜

改正後										
			日、 土曜 日及 び休 日		日、 土曜 日及 び休 日		日、 土曜 日及 び休 日		日、 土曜 日及 び休 日	
世田 谷区 立世 田谷 区民 会館	ホー ル	74,80 0円	89,69 0円	112,4 00円	134,7 30円	187,2 10円	224,6 10円	299,6 10円	359,3 40円	
	集会 室A	9,190 円	11,02 0円	13,83 0円	16,55 0円	23,03 0円	27,60 0円	36,86 0円	44,15 0円	
	集会 室B	5,420 円	6,510 円	8,170 円	9,770 円	13,60 0円	16,30 0円	21,77 0円	26,07 0円	
	練習 室A	4,350 円	5,220 円	6,550 円	7,830 円	10,90 0円	13,06 0円	17,45 0円	20,89 0円	
	練習 室B	2,550 円	3,070 円	3,840 円	4,610 円	6,410 円	7,680 円	10,25 0円	12,29 0円	
	ホー ル	32,02 0円	38,39 0円	48,11 0円	57,68 0円	80,14 0円	96,08 0円	128,2 50円	153,7 60円	
	集会 室	7,590 円	9,100 円	11,53 0円	13,81 0円	19,12 0円	22,91 0円	30,65 0円	36,72 0円	

別表第 4 （第12条関係）・・・省略・・・

別表第 4 の 2 （第20条関係）

名 称	種 別	午前	午後	夜間		全日	
		午前 9 時 から正午	午後 1 時 から午後	午後 5 時 30分から	午後 5 時 30分から	午前 9 時 から午後	午前 9 時 から午後

改正前										
			日、 土曜 日及 び休 日		日、 土曜 日及 び休 日		日、 土曜 日及 び休 日		日、 土曜 日及 び休 日	
世田 谷区 立世 田谷 区民 会館	ホー ル	74,80 0円	89,69 0円	112,4 00円	134,7 30円	187,2 10円	224,6 10円	299,6 10円	359,3 40円	
	集会 室A	9,190 円	11,02 0円	13,83 0円	16,55 0円	23,03 0円	27,60 0円	36,86 0円	44,15 0円	
	集会 室B	5,420 円	6,510 円	8,170 円	9,770 円	13,60 0円	16,30 0円	21,77 0円	26,07 0円	
	練習 室A	4,350 円	5,220 円	6,550 円	7,830 円	10,90 0円	13,06 0円	17,45 0円	20,89 0円	
	練習 室B	2,550 円	3,070 円	3,840 円	4,610 円	6,410 円	7,680 円	10,25 0円	12,29 0円	
	ホー ル	32,02 0円	38,39 0円	48,11 0円	57,68 0円	80,14 0円	96,08 0円	128,2 50円	153,7 60円	
	集会 室	7,590 円	9,100 円	11,53 0円	13,81 0円	19,12 0円	22,91 0円	30,65 0円	36,72 0円	

別表第 4 （第12条関係）・・・省略・・・

別表第 4 の 2 （第20条関係）

名 称	種 別	午前	午後	夜間		全日	
		午前 9 時 から正午	午後 1 時 から午後	午後 5 時 30分から	午後 5 時 30分から	午前 9 時 から午後	午前 9 時 から午後

改正後														改正前																
			まで		4 時30分 まで（備考第 1 号 の規定により使用 時間の単位を定め た施設 は、正午 から午後 5 時30分 まで）		午後10時 まで		午後11時 まで		10時まで		11時まで					まで		4 時30分 まで（備考第 1 号 の規定により使用 時間の単位を定め た施設 は、正午 から午後 5 時30分 まで）		午後10時 まで		午後11時 まで		10時まで		11時まで		
			平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日				平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日
世田谷区立世田谷区民	ホー ル 集 会 室 △ 集 会 室		74,800円	89,690円	112,400円	134,730円	187,210円	224,610円			299,610円	359,340円																		
			9,190円	11,020円	13,830円	16,550円	23,030円	27,600円			36,860円	44,150円																		
			5,420円	6,510円	8,170円	9,770円	13,600円	16,300円			21,770円	26,070円																		

改正後													
会館	B												
	練習室A	4,350円	5,220円	6,550円	7,830円	10,900円	13,000円			17,450円	20,890円		
	練習室B	2,550円	3,070円	3,840円	4,610円	6,410円	7,680円			10,250円	12,290円		
	ラウンジ	8,770円	10,540円	13,210円	15,820円	22,020円	26,390円			35,240円	42,210円		

別表第4の3（第20条関係）・・・省略・・・

改正前													

別表第4の3（第20条関係）・・・省略・・・